

国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に医療福祉の向上に努め、母校の発展充実に寄与することを目的とする。

(運営者)

第3条 本会は国際医療福祉大学が運営するものとし、事務局を栃木県大田原市北金丸2600-1国際医療福祉大学大田原キャンパス内に置く。

2. 本会の運営にあたり、当該事務局と同等の組織を、大田原キャンパス以外の各キャンパスにも有するものとする。

第2章 会員

(会員)

第4条 国際医療福祉大学の全ての卒業生、並びに、同大学大学院の全ての修了生および大学院博士課程満了者は、その卒業或いは修了の時、または当該課程満了を以って、本会の正会員となる。

2. 正会員以外に、役付幹事会で認められた者は本会の特別会員として入会できる。

第3章 事業

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦
- (2) 会報、会員名簿の管理
- (3) 国際医療福祉大学の発展を支援する事業
- (4) その他必要と認められる事業

第4章 幹事

(幹事)

第6条 本会に次の幹事を置く

2. 役付幹事として以下を置く
代表幹事 1名
副代表幹事 3名以内
学科等代表幹事 各学科・大学院ごとに各1名、
3. 幹事 各卒業年次別に各学科・大学院から各1名
4. 副幹事 各卒業年次別に各学科・大学院から各1名

(幹事の選出)

第7条 本会の幹事、役付幹事は以下により選出される。

- (1) 各学科はその卒業年次、大学院はその修了年次ごとに、各学科および大学院から幹事、副幹事をそれぞれ1名ずつ選出する。
- (2) 幹事、副幹事は、各学科および大学院ごとにそれぞれの学科長若しくは大学院長が推薦した者とする。
- (3) 全ての年次の各学科の幹事および大学院の幹事から、それぞれの学科長もしくは大学院長が推薦する幹事1名を、当該学科もしくは大学院を代表する学科等代表幹事とする。
- (4) 代表幹事及び副代表幹事は、学科等代表幹事の中から、全学科長及び大学院長が選定した者であって、国際医療福祉大学の常任理事会が承認した者とする。

(各幹事の役割)

第8条 各幹事の役割は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事不在時の任務を代行する。
- (3) 学科等代表幹事は当該学科に属する幹事を代表する。
- (4) 役付幹事は役付幹事会に出席し、本会事務局に将来の事業について意見を述べるとともに、本会の事業を積極的に推進する役割を担う。
- (5) 幹事は役付幹事の指示に従い、本会事業の実施に協力するとともに、幹事傘下の本会会員に対し、本会連絡事項の伝達、本会事業への協力要請など、本会事業の積極的な推進に努めるものとする。
- (6) 副幹事は幹事を補佐し、幹事不在時の任務を代行する。

(幹事の任期)

第9条 幹事の任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- (1) 幹事、副幹事の任期は3年とする。
- (2) 役付幹事の任期は幹事任期と同一とし、幹事資格を喪失した時点で役付幹事資格も喪失する。
- (3) 期中に幹事、役付幹事が交代した場合の後任者の任期は、前任者の任期残存期間とする。

第5章 会議

(幹事会及び役付幹事会)

第10条 本会事務局は、毎年1回定期的に幹事会を開催すると共に、必要に応じ役付幹事会を開催する。

2. 幹事会及び役付幹事会には全ての役付幹事のほか、理事長、学長、学科長、大学院長、及び本会事務局の担当者が出席する。
3. 役付幹事会に役付幹事がやむを得ず出席出来ない時は、役付幹事の指名する幹事が代理出席できる。
4. 幹事会及び役付幹事会の出席に必要な交通費は本会の負担とする。
5. 本会事務局が必要と判断した場合には、臨時に幹事会もしくは役付幹事会を開催することができる。

(会議)

第11条 幹事会及び役付幹事会は事務局から以下の報告を受けるとともに、事務局の事業計画案について提案し意見を述べることができる。

- (1) 役付幹事の異動報告
- (2) 前年度実施の事業
- (3) 当年度実施予定の事業
- (4) 会則変更、及びその他必要事項

(委員会)

第12条 事務局が本会事業の推進のため委員会等の実務組織を必要とした場合には、役付幹事会の協力を得て設置することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 本会の運営は学校法人国際医療福祉大学が設置した事務局がおこなう。

(事務局業務)

第14条 同窓会事務局は本会の以下の業務を行うものとし、その実施にあたっては、必要に応じ、事務局設置の委員会にゆだねることができる。

- (1) 本会会員の異動管理
- (2) 本会会員名簿の更新
- (3) 大学広報誌の発行
- (4) 本会会員への諸連絡

- (5) 在校生への本会支援事業
- (6) 本会事業に関する事項
- (7) 本会規定に関する事項
- (8) 幹事会及び役付幹事会等の開催
- (9) その他本会関連事項

2. なお、本会の事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

第7章 会費

(会費)

第15条 本会は会費徴収を行わない。ただし、本会事業を遂行する上で、会費の徴収が不可欠と判断された場合には、改訂前の規程に準じ、会費の徴収を再開することができる。

第8章 支部会

(支部会)

第16条 本会に、地区別の支部会を置く。

2. 支部会は、事務局あるいは役付幹事会で推進するとされた事業について、具体的かつ積極的に協力する組織とし、その支部会の運営に係る費用は、支部会の申請に基づき、別途定める規程に従い、本会から補助される。
3. 本会会員は、在学時通学したキャンパスの所在地区支部会に所属する。ただし、在学期間終了後、当該地区以外の地に居住した場合、居住地区の支部会に所属することができる。
4. 支部会は必要に応じて、同一の資格者同士や同一の就業先同士等による分科会を置くことができる。
5. 支部会の組織および運営に関する規程は別途定める。

(支部会の名称)

第17条 支部会の名称は、「国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」(地区名)支部会」とする。

(会則の改廃)

第18条 本会則の改廃は、役付幹事会の承認をもって行うものとする。

附 則

本会会則は、平成20年4月1日からこれを施行する。

附 則

本会会則は、平成24年10月14日からこれを施行する。

附 則

本会会則は、平成26年9月1日からこれを施行する。